

# 日本プライムリアルティ投資法人投資口取扱規則

(平成13年9月14日 制定)  
(平成14年1月4日 改正)  
(平成15年2月27日 改正)  
(平成17年9月8日 改正)  
(平成19年9月1日 改正)  
(平成20年12月24日 改正)  
(平成25年1月4日 改正)  
(2021年11月1日 改正)  
(2022年8月31日 改正)  
(2023年10月1日 改正)

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本投資法人の投資口に関する取扱い（投資主の権利の行使手続を含む。）については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び投資主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めるところによるほか、規約第8条に基づきこの規則の定めるところによる。

### 第2条 (投資主名簿に関する投資主名簿等管理人)

本投資法人の投資主名簿に関する投資主名簿等管理人、同事務取扱場所及び同取次所は、次のとおりとする。

投資主名簿に関する	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
投資主名簿等管理人	みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店

## 第2章 投資主名簿への記録等

### 第3条 (投資主名簿への記録)

1. 投資主名簿記載事項の変更は、総投資主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第228条により準用される第154条第3項に規定された通知（以下「個別投資主通知」という。）を除く。）により行う。
2. 第1項のほか、新投資口発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず投資主名簿記載事項の変更を行う。
3. 投資主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録する。

### 第4条 (投資主名簿記載事項に係る届出)

投資主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更があった場合も同様とする。

### 第5条 (法人投資主の代表者)

投資主が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更があった場合も同様とする。

### 第6条 (共有投資主の代表者)

投資口を共有する投資主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更があった場合も同様とする。

第7条 (法定代理人)

投資主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更があった場合も同様とする。

第8条 (外国居住投資主等の通知を受けるべき場所の届出)

外国に居住する投資主又はそれらの者の法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更があった場合も同様とする。

第9条 (機構経由の確認方法)

本投資法人に対する投資主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、投資主本人からの届出とみなす。

第10条 (登録投資口質権者)

登録投資口質権者には本章の規定を準用する。

### 第3章 投資主確認

第11条 (投資主確認)

1. 投資主（個別投資主通知を行った投資主を含む。）が請求その他権利行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供する。ただし、本投資法人において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
2. 本投資法人に対する投資主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、投資主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項に定める手続きのほか、投資主が署名又は記名押印した委任状を添付する。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所等本投資法人所定の事項の記載をしなければならない。
4. 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

### 第4章 権利行使の手続き

第12条 (書面交付請求及び異議申述)

投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項により準用される会社法第325条の5第1項に規定された投資主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第13条 (少数投資主権等)

振替法第228条により準用される第147条第4項に規定された少数投資主権等を本投資法人に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別投資主通知の受付票を添付して行う。

第14条 (投資主提案議案の投資主総会参考書類記載)

投資主総会の議案が投資主の提出によるものである場合、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第153条第1項により本投資法人が定める分量は以下の通りとする。

1. 提案の理由  
各議案ごとに400字
2. 提案する議案が役員等選任議案の場合における投資主総会参考書類に記載すべき事項  
各候補者ごとに400字

## 第5章 特別口座の特例

### 第15条 (特別口座の特例)

特別口座の開設を受けた投資主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

### [附 則]

第1条 本規則の改正は、役員会の決議によるものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、本投資法人の投資証券のうち公示催告手続（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券が存在する場合には、当該投資証券の取扱い等については、当該投資証券に係る新規記録通知により加入者の口座に増額の記録がされるまでの間、なお従前の例による。

第3条 機構が振替法第22条第1項の規定により第3条第1項の指定を取り消される場合若しくは第41条第1項の規定により当該指定が効力を失う場合であって機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本投資法人の振替投資口が機構その他の振替機関によって取り扱われなくなる場合は、役員会は直ちに本規則を改正し、投資証券を発行することその他の定めを設けるものとする。

第4条 本規則の改正は、2023年10月1日より実施する。